

# 日本生理学会 会員および評議員に関する規約

2013年4月1日施行

2022年3月17日改定

## 第1章 会 員

第1条（種別および区分）日本生理学会（当法人）の目的に賛同し、当法人に所属する者を会員とし、次の各号の種別を設ける。

- (1) 正会員：一般社団法人の社員とし、社員総会を構成する者
- (2) 特別会員：当法人に多年功労のあった正会員で、別に定める要件を満たし、理事会の議を経て社員総会の承認を得た者
- (3) 名誉会員：生理学の発展に長年にわたる著しい貢献があり、別に定める要件を満たし、理事会の議を経て社員総会の承認を得た者  
なお、推戴時に当法人会員であることを要しないものとする。
- (4) 賛助会員：当法人の趣旨に賛同し、当法人を支援する個人および法人
- (5) 準会員：日本生理学雑誌の頒布を受けることができる図書館等の施設
- (6) 臨時会員：別に定める期間に限り、日本生理学会大会の各大会及び地方会に業績を発表することに特化した者

2 正会員に次の各号の区分を設ける。

- (1) 一般会員
- (2) 評議員：正会員のうち評議員資格を有する者
- (3) 学生会員：正会員のうち大学あるいは大学院に学籍を有する者

3 正会員のうち別に定める要件を満たし、終身会費を納入した者を終身会員と呼び、正会員と同じ権利を有する。

4 臨時会員に次の各号の区分を設ける。

- (1) 一般臨時会員
- (2) 学生臨時会員：臨時会員のうち大学あるいは大学院に学籍を有する者
- (3) ジュニア会員：臨時会員のうち小学校、中学校、高等学校に在学する者

第2条（入会）正会員、賛助会員、準会員、臨時会員となろうとするものは所定の手続きにより入会を申込み、理事長の承認を得なければならない。

2 正会員になろうとする者は、当法人正会員の紹介を必要とする。

3 入会申込中の者で、所定の経費を納入している場合は、会員とみなす。

第3条（特別会員および名誉会員の推戴）特別会員および名誉会員は、別に定める要件を満たし評議員5名以上により推薦され、理事会の議を経て社員総会で承認を得て、推戴される。

第4条（終身会員の選考）別に定める手続きにより申込みのあった者を、理事会の議を経て、社員総会で選考する。

第5条（会員の権利）正会員は、社員総会を構成し、1個の議決権を行使できる。日本生理学会大会の各大会および地方会において、筆頭演者として業績を発表することができる。但し、大会での発表は、演題申込み時に会員の資格を有しその事業年度の会費を納入していること、および発表時においてもその事業年度の会員資格を有することを条件とする。また、日本生理学雑誌に投稿し、同誌の頒布を受けることができる。

2 特別会員および名誉会員は、日本生理学会大会の各大会および地方会において、筆頭演者として業績を発表することができる。また、日本生理学雑誌に投稿し、また同誌の頒布を受けることができる。ただし、社員総会を構成せず、議決権はもたない。

3 賛助会員は、日本生理学雑誌、生理学会大会の各大会の抄録集の頒布を受けることができる。個人の賛助会員は、日本生理学会大会の各大会に筆頭演者として業績を発表することができる。その他、別に定める特典を有する。

4 臨時会員は、入会した年の翌年末までに開催される日本生理学会大会の各大会および地方会において、筆頭演者として業績を発表することができる。但し、地方会での業績発表の可否については各地方会の判断による。

第6条（会費）会員は次の各号に定める会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 正会員（一般会員）	10,000円
(2) 正会員（評議員）	13,000円
(3) 正会員（学生会員）	3,000円
(4) 特別会員、名誉会員	会費負担なし
(5) 賛助会員	50,000円（一口）
(6) 準会員	8,800円
(7) 臨時会員（一般臨時会員）	10,000円
(8) 臨時会員（学生臨時会員）	3,000円
(9) 臨時会員（ジュニア会員）	会費負担なし

2. 毎年5月末日までに納入することとする。なお、途中退会しても返金しないものとする。

3. 正会員のうち終身会員になろうとする者は、別に定める終年会費を一括納入することとする。

第7条（会員の資格喪失）会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第8条により退会したとき
- (2) 第9条により除名されたとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (4) 死亡、解散又は失踪宣言を受けたとき
- (5) 2年以上会費を滞納したとき

第8条（退会）会員は、1カ月以上前に書面で当法人に対して退会することを予告した上で、予告期間満了時に退会することができる。

第9条（除名）当法人の名誉を毀損し、若しくは著しく当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

第10条（休会）正会員は、以下の理由により休会することができる。休会の条件や手続き等は別に定める規約に従う。

- (1) 留学
- (2) 長期の病気療養
- (3) 妊娠・出産・育児・介護
- (4) その他、理事会で承認された理由

## 第2章 評議員

第11条（資格と選考）正会員のうち、次の号に定める資格を両方満たす者は、評議員候補者として申請することができる。

- (1) 原則として満3年以上正会員として在籍し、満5年以上の生理科学またはその関連分野の研究歴があり、相当する生理科学またはその関連分野の業績発表がある者
- (2) 評議員によって評議員の資格があると推薦された者

2 評議員は、候補者として申請された者について、理事会の議を経て社員総

会で審議し決定する。

第12条（権利と役務）評議員は、次の各号に定める権利と役務を有する。

- （1）理事の候補者を予備選考し、社員総会に提案する。
- （2）理事となることができる。
- （3）委員会の委員長となることができる。
- （4）生理学会大会の各大会の大会長あるいは監事となることができる。
- （5）当番幹事として地方会の運営にあたることができる。
- （6）特別会員、名誉会員、評議員候補者および生理学エデュケーターの推薦人となることができる。

第13条（辞任）正会員資格を失った時点で評議員を辞任したものとみなす。

2 本人の申し出により辞任し、一般会員または学生会員に戻ることができる。

第14条（再入会）退会時点で評議員であった者が、当法人に再入会する場合は、正会員の評議員、もしくは一般会員または学生会員として再入会するものとする。

### 第3章 附則

第15条（本規約の変更）本規約を変更するには、理事会の議を経て社員総会の承認を得なければならない。